

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第690号）

2023年11月27日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

商務部、外資企業への差別的扱いの整理を指示する書簡を公表

商務部弁公庁は2023年11月8日、外資企業への差別的扱いの整理を指示する書簡を公表しました。書簡は地方政府に対し、『外商投資法』、『外商投資法实施条例』を厳格に実行するよう求めたものです。国務院が今年8月に公表した外資誘致の強化に向けた意見の徹底に向けた取り組みの一環でもあります。政府調達への参加や市場参入、補助金優遇策の適用など外資企業の業務展開に対する各種不平等な扱いを摘発するとして、その具体例も挙げました。更に、外資企業の課題と要望の提出先も明記しました。

■ 直近の重要政策

財政政策

- ✓ 外商投資企業による国家奨励の外商投資プロジェクトに係る輸入設備の減免税政策の適用の更なる着実な実行に関する商務部弁公庁の通知
(商務部、11/8)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

商務部、外資企業への差別的扱いの整理を指示する書簡を公表

商務部弁公庁は 2023 年 11 月 8 日、外資企業への差別的扱いの整理を指示する書簡¹を公表しました。書簡は地方政府に対し、全国人民代表大会常務委員会が『外商投資法』²の実行状況に関する検査を実施した上で提出した是正要求に応じ、外資企業の差別化につながりかねない政策措置を整理するなど、『外商投資法』、『外商投資法実施条例』³を厳格に実行するよう求めたものです。国務院が今年 8 月に公表した『外商投資環境の更なる最適化と外資誘致の強化に関する意見』⁴の徹底に向けた取り組みの一環でもあります。

財政部は 21 年 10 月に政府調達における内外資企業の平等な扱い確保に関する通達⁵を公表したことがあります。その後、上海と天津などの地方政府はその通達に呼応し、違反行為の摘発に動き出しました。

今回の書簡は政府調達への参加のみならず、市場参入や補助金優遇策の適用など外資企業の業務展開に対する各種不平等な扱いを摘発するとした上で、その具体例も挙げました。優遇策の適用について、これまで国務院と地方政府(上海と北京など)が公表した『ビジネス環境最適化条例』では、「各種市場主体は政府の支援策を平等に享受する」とするにとどめました。「補助金優遇」と「内外資企業の平等な扱い」との文言を明記したのは今回が初です。

また、書簡は外資企業の課題と要望の提出先を以下の通り記載しました。

外資企業問題訴求収集弁理システム⁶: <https://wzxxbg.mofcom.gov.cn/wzWtsq/un/register>

メールボックス: wzszhc@mofcom.gov.cn

書簡の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】書簡の主な内容

項目	主な内容
①整理対象	<ul style="list-style-type: none">各地政府・部門が公表した現行の法令規則、規範性文書、政策措置。各地政府・部門所管の事業団体、業務を主管する社会団体が策定した事業者に係る各種措置。
②整理事項	<ul style="list-style-type: none">中国企業と外資企業の平等な参入が認められる分野において、外資への制限的な措置の設定・採用により、外資企業の事業活動に支障をきたす、または負担をかけること。例えば、某業界の外資企業による行政許可の申請で、中国企業と比べ申請時間がより長く、より多くの書類と厳格な要求が求められる。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202311/20231103452139.shtml>

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 482 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0507-XF-0105.pdf>

³ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 504 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0533-XF-0105.pdf>

⁴ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 677 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0730-XF-0105.pdf>

⁵ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

http://gks.mof.gov.cn/guizhangzhidu/202110/t20211020_3759590.htm

⁶ 同システムの関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 683 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuohobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0736-XF-0105.pdf>

【図表1】書簡の主な内容（続き）

項目	主な内容
②整理事項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ブランドの制限を通じ、または「外資系ブランド」を理由に外資企業及びその製品・サービスを排除・差別することや、外資企業及びその製品・サービスの政策適用に追加条件を設けること。 ➤ 例えば、某地は新エネルギー車の消費促進策を打ち出したが、中国ブランドの新エネルギー車の購入・使用に対し補助金を支給すると規定する。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 所有形態の制限などを通じ、外資企業の入札や政府調達などの活動への参加を排除・制限すること。 ➤ 例えば、某業界団体が制定した当該業界のプロジェクトの入札評価方法で、所有形態ごとの採点項目（中国企業に1点、合弁企業に0.5点、外商独資企業に0点）を設け、外資企業が平等に入札に参加することに影響を与える。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 政策の実行で外資企業に対する差別的な扱いを行うこと。 ➤ 例えば、某地が奨励・補助金政策を実行する際、内部文書の形で実施細則を策定し、国有企業や民間企業に政策支援の申請を個別通知することにより、外資企業が平等に支援策を享受できなくなる。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業団体、社会団体は事業者に関係する業務を行う際、外資企業及びその製品・サービスを排除・差別すること。 ➤ 例えば、某業界団体が事業者に対して評価を行い、登録マークを授与する権限を与えられている際、明確な規定はないが、実際に外資企業からの申請は受理されなかった。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ その他の中国企業と外資企業の不合理な差別待遇を含む可能性のある規定及び措置。
③関連作業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各地政府・部門及び所管事業団体は全面的な調査を行い、中国企業と外資企業の不合理な差別待遇の内容を含む法令規則文書及び政策措置を整理し、整理結果を遅滞なく公表し、政策の宣伝と解説をうまく実施し、関連状況を商務部にフィードバックする。 ➤ 実務上に存在する中国企業と外資企業の不合理な差別待遇の状況を深く認識するため、社会各界がインターネットなどの方式を通じ商務部に関連情報を提供し、関連問題を反映することを歓迎する。商務部は遅滞なく関係地域、部門と協働し、後続作業を推進する。

（書簡に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

財政政策

外商投資企業による国家奨励の外商投資プロジェクトに係る輸入設備の減免税政策の適用の更なる着実な実行に関する商務部弁公庁の通知

(原文: 商務部办公厅关于进一步做好外商投资企业适用国家鼓励发展的外商投资项目进口设备减免税政策落实工作的通知)

商弁資函〔2023〕510号

商務部 2023年11月8日公表

【主要内容】

- 商務部弁公庁は、『外商投資環境の更なる最適化と外資誘致の強化に関する意見』などを着実に実行するため、外資企業による国が奨励する外商投資プロジェクトに係る輸入設備の減免税政策適用の着実な実施に関する通達を公表した。
- 企業または投資家は外商投資情報を報告する際、国家奨励の外商投資プロジェクトの情報を真実、正確に、かつ完全に記入しなければならない。その情報は、プロジェクトが外商投資奨励産業目録の対象に該当するかどうか、プロジェクトの内容(プロジェクト名と具体的な内容)、プロジェクトの性質及び適用産業政策項目、プロジェクト投資総額(米ドル建て)、プロジェクトの開始年と終了年、プロジェクトの外貨使用額(米ドル建て)などを含む。
- 企業の投資・事業活動が複数のプロジェクトに係る場合、プロジェクトごとに上述の情報を記入しなければならない。同一のプロジェクトが複数の外商投資奨励産業目録の対象項目に該当する場合、適用産業政策項目欄に複数の産業政策項目を記入することが可能である。
- 上記情報に変更が発生する場合、企業または投資家は遅滞なく変更報告を提出しなければならない。
- 地方の商務主管部門及び自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関連機関(以下、情報報告先)は報告を受け取った上で、国家奨励の外商投資プロジェクトの関連情報を省級の商務主管部門に報告する。
- 省級の商務主管部門は照合して情報が一致する場合、企業または投資家は情報報告先から備考欄に国家奨励の外商投資プロジェクトの情報を載せた受領通知書を受け取り、その通知書をもって税関にて国家奨励の外商投資プロジェクトに係る輸入設備の関税免除手続を行う。
- 外資企業が中国本土で再投資して設立した企業の投資プロジェクトは外商投資奨励産業目録の対象に該当する場合、省級の商務主管部門は通達に基づき、プロジェクト関連情報を企業所在地の主管税関に知らせる。
- 情報報告先は業務を実施する中、企業が国家奨励の外商投資プロジェクトに係る輸入設備の減免税政策に違反する行為を発見する場合、遅滞なく省級の商務主管部門に報告しなければならない。省級の商務主管部門は主管税関に通報する。
- また、通達は受領通知書(初回報告と変更報告)の様式を付属資料に掲載した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202311/20231103454063.shtml>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。